



稲敷市議会だより

発行日／平成18年8月1日 **第5号**



▲稲敷直売所オープン（新利根地区）

おもな内容

平成18年第2回稲敷市定例会	2
会期日程	2
審議された議案とその結果	3
一般質問	4～15
意見書	15
常任委員会の審査経過と結果	16～17
討論	18
委員会の活動報告	19
編集後記	20

平成18年第2回稲敷市議会定例会

第2回稲敷市議会定例会は、6月6日から19日までの14日間にわたり開かれました。開会日に、市長から報告案4件、専決処分案4件、条例の制定・改正案4件、補正予算案4件、市の境界変更にかかわる案件2件、人事案1件の計19案件、議員提出により意見書1件が提出されました。各議案については常任委員会に付託され、慎重な審議が行われました。

最終日には、各常任委員長の報告の後、討論、表決が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。

会期日程

日次	月 日	曜日	会議種別	議 事
1	6月 6日	火	本会議	開会、会期の決定、議案上程、市長提案理由の説明、議案第15号表決
2	6月 7日	水	休 会	議案調査
3	6月 8日	木	本会議	一般質問
4	6月 9日	金	本会議	一般質問
5	6月10日	土	休 会	
6	6月11日	日	休 会	
7	6月12日	月	本会議	議案質疑、常任委員会付託
			協議会	全員協議会（特別委員会経過報告）
8	6月13日	火	委員会	常任委員会
9	6月14日	水	委員会	常任委員会
10	6月15日	木	委員会	常任委員会
11	6月16日	金	休 会	議事整理
12	6月17日	土	休 会	
13	6月18日	日	休 会	
14	6月19日	月	本会議	委員長報告、討論、表決、選挙第1号、選任、閉会

審議された議案とその結果

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
報告第 1 号	平成 17 年度稲敷市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	旧古渡橋架替事業他合計 11 事業の総額 6 億 1454 万 9 千円を翌年度に繰越したものの	—	—
報告第 2 号	平成 17 年度稲敷市公共下水道事業特別会計予算の繰越費繰越計算書について	江戸崎終末処理場建設委託経費の繰越費予算を繰越したものの	—	—
報告第 3 号	平成 17 年度稲敷市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	江戸崎地区下水道整備事業ほか 3 件の事業予算の一部を翌年度に繰越したものの	—	—
報告第 4 号	平成 18 年度財団法人稲敷市農業公社事業の報告について	平成 18 年度事業計画及び平成 17 年度事業の報告	—	—
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(稲敷市税条例の一部を改正する条例)	地方税法の一部改正に伴う稲敷市税条例の一部改正	市民生活	原案承認
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて(稲敷市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)	現行条例の適用期限を平成 20 年 3 月 31 日まで延長するもの	市民生活	原案承認
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて(稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	介護納付金賦課限度額の改正と年金課税見直しにより国保税負担の増加する被保険者への経過措置を設ける	市民生活	原案承認
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度稲敷市一般会計補正予算[第 7 号])	予算の総額を 189 億 4367 万 5 千円とする	各常任委員会	原案承認
議案第 5 号	稲敷市障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	障害者自立支援法の制定に伴い、障害程度区分の判定業務を行う	教育福祉	原案可決
議案第 6 号	稲敷市防災会議条例の一部改正について	稲敷市防災会議委員の定数の増員	市民生活	原案可決
議案第 7 号	稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	「障害者基本計画策定委員会」と「障害福祉サービス給付認定審査会」設置に伴い、所要の職名及び報酬の額等の追加	総務	原案可決
議案第 8 号	稲敷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	政令改正に伴い、消防団員の退職報償金支給額を改正する	市民生活	原案可決
議案第 9 号	平成 18 年度稲敷市一般会計補正予算(第 1 号)	予算の総額を 182 億 2670 万 4 千円とする	各常任委員会	原案可決
議案第 10 号	平成 18 年度稲敷市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)	予算の総額を 45 億 6430 万 7 千円とする	市民生活	原案可決
議案第 11 号	平成 18 年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	予算の総額を 21 億 3195 万 1 千円とする	教育福祉	原案可決
議案第 12 号	平成 18 年度稲敷市桜川地区水道事業会計補正予算(第 1 号)	資本的収入及び支出の補正 収入合計：1 億 8284 万 2 千円 支出合計：2 億 3985 万 6 千円	産業建設	原案可決
議案第 13 号	市の境界変更について	稲敷市と龍ヶ崎市の境界を変更するもの	総務	原案可決
議案第 14 号	市の境界変更に伴う財産処分に係る協議について	市の境界変更に伴い、稲敷市所有の土地(水路の一部)を龍ヶ崎市の所有とする	総務	原案可決
議案第 15 号	教育委員会委員の任命について	教育委員会委員の任命 椎塚 小川 孝 氏(再任)	—	原案可決
発議第 1 号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書	提出者：松坂美知子 議員	市民生活	原案可決
選挙第 1 号	龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について	欠員 1 名の補欠選挙 黒田克彦 議員	—	当選
—	議会だより編集委員会委員の選任について	欠員 1 名の補充選任 高木清實 議員	—	選任

一般質問

第2回定例会は13人の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。主要な要旨は次のとおりです。

質問

稲敷市地域防災について

堀口正良議員

未だ記憶に鮮明に残っている阪神大震災直後に盛り上がった国内の防災意識は様々な防災情報、連携の組織づくりにより事業施策を展開し形づくられたが、時の流れに押し戻されて熱意が冷めかかっているように、昭和51年に災害対策基本法及び茨城県地域防災計画に基づき計画策定した旧町村の地域防災計画が多少の変遷はたどりつつも現在に推移したままで、本市でも地域防災計画が策定中との事を勘案すれば、これも又いささか希薄感が否めない状況である。

我が国は山紫水明の国だと言われている一方、絶えず天変地異の弧状列島という自然災害多発地帯であり、地震や集中豪雨による洪水、土砂崩れ等必ず毎年少なからず被害を生じており、

折しも梅雨の候、本市も古来よりまさしく水との戦い、洪水による甚大な災害史がある。

①平成17・18年の2年に渡り継続して稲敷市地域防災計画策定業務委託料が計上されてる事案に鑑み、その進捗状況、今後の推移、21世紀に向けた防災まちづくりの行政の指針と展望について。

②本市暫定災害応急計画における執行者及び職員方の初動体制時の危機管理意識と災害対策本部長は江戸崎庁舎、防災担当部局は桜川庁舎、権限と機能が分離されてる現時点での指揮命令系統の問題点と課題について。

③市民が信頼しうる防災本部の拠点整備、コマンドポストとしての機構一元化を図る新庁舎建設の検討とその意向について。

以上伺いたい。

答弁 市民の安全第一に

△市民生活部長▽

防災計画は今年度中に完成、又、職員初動マニュアルの作成を予定しています。

災害対策本部は、耐震構造・浸水地域等を検討した結果、現時点では桜川庁舎となつています。庁舎間の連絡は衛星回線を使用、市民への情報伝達は防災無線を設置し対応、備蓄品では現在不足分の量を計画的に備蓄していきます。

危機管理体制の充実を図るため、早期に職員の登庁訓練を実施します。

△総務部長▽

昨年8月に暫定災害応急計画が示されてから、初動体制について検討し、登庁先・人員・氏名等を定め、休日でも招集体制がとれる様に連絡体制も構築しています。特に震災時は震度により、自主登庁・義務登庁を定め周知しています。平時より緊急情報の伝達の重要性を周知し、意識高揚に努めていきます。

△市長▽

災害時・非常事態に、市民の生命・安全を守る事が最大の使命だと認識しています。

災害対策の司令塔となる消防防災拠点機能を備えた新庁舎の整備は急務かとは考えますが、新庁舎建設はたいへん大きなプロジェクトです。17年度に約5億の基金を積みましたが、厳しい財政の下、今後の行政方向・公共サービスの在り方等多角的に検討し、幅広い協議を重ねながら検討していきます。



▲ 防災無線室 (桜川庁舎)

質問1 児童生徒の防犯対策は

山本彰治議員

相変わらず、全国で児童や生徒が被害者となる事件は絶えない。稲敷市として、今こそ本気で一つ一つの対策をしつかり実施していくことが重要な時。その防犯対策の中で、防犯ブザーの所持、各校での安全マップ、各校での登下校時などの取り組み、不審者情報についてどうなっているのか。

答弁 各学校に安全点検日を

△教育長▽

全児童の65%がブザーを持って、残りの子供はホイッスルを持ってはいるはず。安全マップは学校の廊下に大きく掲示するなどしているほか、各家庭にも配布しています。また、各学校で保護者、祖父母、地域ボランティアなどによるパトロールを実施しています。不審者情報は、今のところ市内で2件あり、必要なものは開示していくが、

内容を検討しながらということになります。

再質問

防犯ブザーについて、学校によつては、高学年では全く持っていないなど、差がかなりある。またホイッスルよりもブザーの方が有効性はかなり高いので、全員に防犯ブザーを持たせるべき。また、不審者情報の開示は注意の喚起、不審者に対する抑止効果がある。昨年度の資料で市内で10件の不審者情報が寄せられている。こういった情報があるとは答弁されていないが、実際はどうなのか。

△教育長▽

各学校に安全点検日を設け、ブザー、ホイッスルを持つているか、使える状態かの指導をお願いしている。不審者情報の内容を見せていただかないと、どの情報かわからないので、後で聞かせていただいて、再度確認させてもらいたい。

質問2 市の窓口の対応について



▲各学校の安全マップ

窓口の対応について、苦情が多く聞かれるようになった。職員の研修は、どうしているのか。また、市民からの意見や苦情について各部署にどう報告し、活用しているのか。

答弁

市独自の研修で向上へ

△市長▽

常に市民サービスの向上に努めるよう指導してきており、今

後は市独自の研修会を実施することなどを検討したい。市民の皆さんのご意見、苦情等を謙虚に受けとめて改めていくことも新市の大きな課題。今後とも指導していきたい。

再質問

既存のものだけでなく、今後の新しいプログラムや研修などの予定は。市民からの意見や苦情が、現場の窓口職員のところまで届いていないと聞いている。こうした意見や苦情は生きた教材であり、反省し活用すべきもの。行政の対応はどうなっているのか。

△総務部長▽

市単独での研修を考慮しており、市長とも協議して、やっていきたいと考えている。苦情については、全職員に周知したり、個々への注意など、サービスの向上に努めている。また、行革プランの中でも、21年度までに、市民の皆さまの満足度を5%アップしようという目標を設定するなど、全庁的に取り組んでいるところ



質問
緊急指定病院の収容
拒否について

井戸賀 吉男 議員

現在、緊急医療は激務で医療過誤のリスクの高い診療科で働く医師が減り、緊急医療体制の病院の受け皿が減りつつある事が新聞報道されました。稲敷市まちづくり計画の中でも、地域医療体制の充実を図って行く事を重点施策に掲げ、安心して暮らせる推進計画が示されました。子育て支援・児童・高齢者・障害福祉等地域医療体制の充実が市民にとって一番大切な課題であります。市民が安心して受けられる高度な医療機関の充実こそが必要です。

江戸崎消防署の調べによると、平成17年中の救急出動件数は前年より843件増の9170件で一日当たり約25件になります。車社会の増加と高齢化社会の進行等により、救急車の出動回数は多くなって来る事は間違いありません。稲敷市近隣の救急指定病院は8院ありますが、事故種別から見ると、急病が5480件と一番多く全体の60%に当

り、次いで交通事故が1508件、一般負傷が1073件、労働災害が116件、その他400件、その中で転院は593件となつています。患者にとつても家族にとつても一刻も早い処置をしてほしいと願うものです。ぜひ、県と行政・病院と消防署の4者の協議会を早急に設立し、その対策・対応を検討すべしと考えます。緊急医療の大切さ・命を救う事の責務をもう一度認識し、一日も早く問題解決に向けて話を進めるべきと考えます。

答弁
緊急課題として
取り組む

△市長▽

稲敷消防本部で確認をしましたところ、平成17年中に収容を断られました件数は934件、全体の約10%、また、平成18年1月から4月までの4カ月間において569件ございました。前年同時期よりも177件、約12%増えているそうです。主な理由としては、病院の業務等が多忙である、また診察専門外である、そして処置が困難である等の判断により断られたもので



質問1
消費生活センター
開設について

大湖 金四郎 議員

- ①消費生活相談員の確保について。
- ②資格を有する相談員がいない場合の今後の対応について。

答弁
県の消費生活センターと連携

△市長▽
相談員を、広報4月号で募集しましたが、応募者はありません。

あると思われる。一部の総合病院においては、特に夜間において受け入れができない状況が出ています。その原因の一つとして、医師の絶対数が不足していることが要因と思われます。今後の対策としては、緊急の課題として取り組まなければならない問題ですので、近隣5市町村で組織している協議機関を活用し、それぞれの医師会と協議をして、早急に対応して行きたいと考えています。

質問2
産廃不法投棄等
調査権限について

- ①県より市町村職員にも、併任辞令がおりりましたが、稲敷市には何名いますか。
- ②立ち入り調査に入った場合、身に危険を感じた事態になった時の対策マニュアルは出来ているのか。

答弁
県のマニュアルに基づき

△市長▽

稲敷市においては、2月1日付で、生活環境課職員5名が併任発令を受けています。現地確認をする場合、職員2名以上で行うことを基本としています。又、状況により稲敷警察署と連携し協力を求め、調査を行うこととしています。

質問1 耳マークの表示板について

國澤 美智子 議員

耳マークの表示板の設置は聴覚障害の方が安心して窓口を訪れる事が出来るためのものです。公的機関による障害者の生活環境整備として、公共施設窓口において、公共施設窓口

答弁 準備を進めたい

△市長

今後は、窓口に来られる聴覚障害の方に安心していただけるように、耳マーク等については、各窓口を設置すべく、準備を進めていきたい。



▲ 耳マークの表示板 (新利根庁舎)

質問3 マタニティマークについて

周囲に妊婦への配慮を願うマークです。外見で妊婦だと分かりにくい初期に負担が大きく、流産などに気を付けねばなりません。車用サインが、一番実用的であると思うが。

答弁 意見を尊重して

△市長

マークを広く市民に周知し、PRに努めていかなければならないと考えている。活用については、当事者の方々の意見を尊重した運用が望ましいと考えている。

質問4 就職支援について

- ①子育てと生計維持を一人で担うシングルマザーは、就業面で不利な状況に置かれていきます。当市としての支援は。
- ②4月より障害者自立支援法が施行されました。地域障害者

答弁 支援環境の整備に努める

△市長

市としては、母子自立支援委員を配置し、自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する指導を行っている。

障害者に対しては、地域産業や商工会、企業との連携を図りながら、就労環境の充実に向けて取り組み、支援していきたい。団塊世代に対応したコミュニケーション活動や組織づくり等を検討し、雇用の拡大、就労の場の確保に努めていきたい。

質問2 公共施設駐車場に案内板を

車椅子マークと共に、身体内障害者や妊産婦の方も停められるように、「ハート・プラス」マークを、表示してはどうか。

△市長

マークについて、市民の相互理解のもとに効率的な対策が必要だと思います。ハートプラスマークが、どんな意味を持つマークか、周知も含めて対応を検討したい。

答弁 周知も含めて検討

また、市民の方に理解を深めて頂くために広報紙などで紹介してはどうか。

質問1 水郷稲敷「水の道」 環境保全の心を

根本 保 議員

水郷筑波国定公園の中心に位置する稲敷地域は、かつてこの地を訪れた、明治の文豪、徳富蘇峰が「水郷の美、天下に冠たり」と詠いあげ、多くの文人墨客が来た山紫水明の地でもあった。また古くから利根川水系、霞ヶ浦が連結し、水運にも恵まれた、往時を物語る横利根閘門は国の重要文化財である。現在では道路交通網の発達により首都圏にも近く、まさにオアシス的な存在となっている。このような観点から、隣接する香取市、潮来市、河川を管理する国土交通省とも連携を図り、各河川の周遊ルートを開設して、人の集う稲敷市となり街が活性化するようにしてはどうか。

舟（水）の上から郷土の自然を眺めて、自然の素晴らしさ、環境保全の大切さ（心）を養ってはどうか。普段、何気なく見ている光景も、目線移して、舟（水）の上から見ると、また格

別の感動、印象を覚える幼・小中の園児や生徒に体験させて、ありのままの自然、河川の状況を眺めてはどうか。

答弁 水郷稲敷が原点

市が魅力と活力あるまちづくりを進め、交流人口の拡大を図るためには観光による地域振興は大変重要です。

周遊ルートの設置は、市の財政状況、周辺市町村との調整、運行主体等の問題があり長期視点での検討となってきます。

教育長

学校では自然を学ぶということについて、自然環境のありがたさ、生活への恩恵、環境を守ることの大切さということを環境教育の中に位置づけて学習している。

また、霞ヶ浦環境科学センターでの観察体験、東地区の水資源機構でも学習できるので、どんどん参加させていきたい。

質問2 生ゴミ堆肥化で 有機農業を

家庭から出るゴミ減量化対策の一環として、生ゴミの堆肥化に取組んでどうか。飽食の時代と言われ、大量消費が美德とされて来たが、最近では、「限りある資源の有効利用」、「もったいない」という文言が目につくようになった。「分ければ資源、捨てればゴミ」というように、分別収集の徹底を図り、生ゴミの有効活用、堆肥化に取組むべきである、このような動きは全国各地で広まりつつあります。

答弁 有機農業で活性化を

ごみの減量化、循環型社会の構築に向け、生ごみ処理容器の購入費の一部補助を開始したところ です。

堆肥化のための生ごみの分別収集にはさまざまな問題と、広域処理のため、美浦村との関係もあり合意形成には時間が必要です。

また有機農産物は、低農薬とともに安全、安心を求める消費者のニーズから、生産農家の課題であり、直売所、しいては稲敷農業の活性化につながるものと考えます。



▲ 横利根川

質問1

利用者中心の介護
民主的運営を

改定された介護保険法、利用者に制度改定の内容が十分説明されず、各地で混乱が生じています。

岡野 忠 議員

これまでも介護保険制度は、重い利用料負担や施設整備の遅れなど矛盾だらけでした。今回これを改善するどころか、更なる負担増、介護サービスの取り上げ、介護施設整備の抑制などをおこなうもので改悪です。

改定で予防重視のシステムに変えるとして新設された地域包括支援センターの支援体制は整っているのか。

また、運営協議会の民主的な運営はなされているのか。

答弁

地域支援事業の創設

△市長▽

社会福祉協議会に委託して地域包括支援センターを一ヶ所設置し、人員配置は国の基準に従い、専門職種、保健師、社会福

祉士、主任介護支援専門員3人と事務員3人を配置しています。業務内容も多様なことから市内の居宅介護支援事業所や民生委員など関係者と連携をとり事業を実施していきます。

運営協議会の委員の構成は、介護保険のサービス事業者、医療、保健、福祉にかかわる職能団体の関係者、介護保険の被保険者及び利用者、権利擁護相談事業等を担う関係者などの中から12名の方々に委嘱しています。運営協議会は3月に開催し、2回目は7月の予定です。



▲ 社会福祉協議会

質問2

人事考課よりも
暖かい職場を

行政改革による人事考課の導

入と給与構造の見直しによって職員の職務能力に合った昇給の形を取るといふことであります。しかし、人事考課制度によって職員を評価していくというのは公務員という職業での事務的な仕事、人とかかわっていく仕事など、形態は様々で、その人の個性もあり非常に難しいのではないかと。考課者の主観による判断が大きく影響し、公平公正な評価をすることができるといふのか。

民間のような成果主義、競争主義の導入で人間関係の崩壊、人間性破壊になりはしないか。また、能力の開発、人材育成をどのように図っていくのか。

答弁

公平かつ公正に評価

△市長▽

公平かつ公正な評価のために重要なのは、評価制度構築の過程と評価する者の心構えであります。構築のための検討、試行を十分に行い、実施後も随時見直しを図りながら、対応していくことも必要に思います。

具体的には、評価基準の明確化、複数の評価者による評価、評価者間の均衡調整の機能、外

部の専門家による評価、疑問点を受けつける仕組みの構築をしていきます。

また、評価者の研修を実施し、目的、ルールを良く理解し制度の陥りやすい点に配慮をするなど技術の習得のための研修訓練を行っていく予定です。

人事評価によって職員の適性が把握でき、その人に合った研修、専門的な研修などで人材育成を図っていききたい。

将来的には、民間企業への派遣研修で厳しさやノウハウ、経営感覚等を学ぶことにより、職員の意識改革を図り、研修の成果を市政へ反映させ、活性化につなげたいと考えている。

△総務部長▽

人事評価制度の運用では、もし誤った方向に流れれば、考課はおろか、信頼性を大きく損なうことになるので、評価に必要な基本的な知識とルールを習得できるようにしていきます。全体的な印象から一面を、一つのことから全体を判断したり、寛大に甘く評価したりすることなどのないように研修を積んでいく予定です。



質問 品目横断的経営安定対策について

① 稲敷市における品目横断的経営安定対策の概論的対策について。

② 複数の市町村で農業経営を行い、品目横断的経営安定対策の対象となるためには、全ての市町村での認定農業者の認定が必要か。

③ 収入変動影響緩和対策は、現行のナラシ対策と比べてどのようなメリットがあるか。

④ 対象者の要件を満たしているかどうかの判定は、いつの時点で行うのか。

柳町政広議員

答弁 農業者・組織育成の推進を

△市長▽

品目横断的経営安定対策は、昨年10月に国で決定され、今国会において、法律案が審議されています。市ではパンフレット配布、地区説明会、重点集落説明会、加入意向調査を行い、対策の対象である、認定農業者、

集落営農組織、農地の集積を含め推進しています。

この対策の対象となり、複数の市町村で経営を行う認定農業者の場合、全ての市町村で認定を受けなくてもよく、認定を受けない市町村においても権利は有します。

メリットの一つは、米・大豆だけでなく、麦・てん菜・バレイシヨ等に対策が広がった事、二つには、補てん資源の生産者と国の抛割割合が、おおむね1対2から1対3になり、生産者負担が軽減されます。

判定時点は、現在国より示されていませんが、加入手続きの時期は定まっています。

再質問

市町村にまたがって特定農業団体を組織することは可能か。又、すべての集落で生産調整面積の過半数を受託しなければならぬか。

麦や大豆の種子は、収入変動影響緩和対策の対象になるか。又、今後米価が下がれば収入変動影響緩和対策の基準収入も下がるが、歯止め対策について。

今回の新しい農政は国主導であるが、これからの地方行政は、

生活する住民側に立った発想が必要であり、国政の範ちゅうであつても農家の立場に立つて、生活者の主体的支援をするのが、行政本来の役割である。

なお、地方の声を中央へ提言することが、稲敷市農業を活かす路ではないか。行政のみならず、住民の意識改革も必要である。又、行政マンの日常の努力と「非日常の発想」で閉塞状況を打開していただきたい。

△産業建設部長▽

特定農業団体は主として経営を行う市町村の認定を受ければ良く、販売名義を有している面積を経営規模に算入する事ができます。又、生産調整面積は主として経営を行う集落で過半数を受託していればかまいません。経営規模要件は、水稲作業受委託も含め、他の集落での作業受委託面積も算入できます。

採取種子については収入変動影響緩和対策の対象とはなりません。

収入変動緩和対策は、一定水準の収入・所得を保障するものではない事から、基準収量を固定する事は困難です。



▲ 八千石からの風景

質問1 子ども達の安全について

坂本雅美議員

防犯パトロールについて、本市においては、公用車に、又民間の業者にと、安全パトロールのステッカーを、つけていただき防犯につとめております。防犯パトロール、ステッカーはどのような団体に配付しているか。

A 答弁 職員・市民の協力で実施中

△市長▽

現在の防犯パトロールの取組みは、公用車5台の青色回転灯等を装備してのパトロールと、公用車全車にマグネットステッカーを装着しての使用です。

又、マグネットステッカーは特別養護老人ホーム水郷荘の宅配サービス車両や、商工会車両にも装着頂いています。学校に対しては、ステッカー及びたすきを配付し教諭・PTAの方々に使用して頂いています。

他の活動として、児童の下校

質問2 子ども達の保険について

児童・生徒の保険・保障制度、被害者・加害者となった場合の保障について。

A 答弁 共済制度へ加入

△教育長▽

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度に加入しています。これは国、学校設置者と保護者により負担される互助共済です。給付の対象は、学校管理下における災害による負傷、疾病、あるいは障害や死亡に対して、医療費と障害見舞金、または死亡見舞金が給付されます。学校管理下には、部活動や登下校も入ります。

再質問

児童・生徒が加害者の場合はどうなのか。

たとえば駐車中の車に、自転車でキズをつけてしまったり、幼児、老人にケガをさせ、加害者となった場合の救済方法はどのようなになっているのか。

△教育長▽

全国PTA連絡協議会で保険を扱っており、各学校を通し、パンフレットを保護者へ配付しています。稲敷市の加入率は2.5%、116名です。

今後、学校管理下外で、ご指摘のような事故に対応するために、このような賠償も含めた保険があるということを、家庭にわかりやすく届けるように、今後検討していきます。

その中身ですが、年間3650円で、加害者になった場合、相手に、入院の時に日額1800円、通院で日額800円が賠償されるものです。



▲ 防犯連絡員

質問1 幼保一元化は子ども中心に

松坂 美知子 議員

一元化は、幼稚園と保育所の両方のメリットを取り入れ、形だけでなく子どもたちにとってよい内容への一元化を考えることが必要だと思えます。江戸崎幼稚園の建て替えに伴い幼保一元化をすすめる市の基本的な考え方はどういふものでしょうか。また、江戸崎幼稚園の建て替えの見通しはどうなっていますか。

答弁 高田小学校跡地利用

△市長

幼保一元化とは、幼稚園と保育所双方の機能を持ち、就学前のすべての子供を対象に、教育及び保育のほか、保護者に対する総合的な子育て支援事業を実施するものであり、関係機関と

鋭意協議していきたい。

江戸崎幼稚園の建て替えについては、5月に第1回幼児施設設置協議会が設置され、将来の幼保一元化事業への取り組み等を視野に入れ、園児数及び適正な施設規模、配置等を総合的に考慮し、高田小学校跡地を建設用地とする方向性が示されました。

公立保育所については、国の規制緩和施策を基本に協議していきたい。

△教育長

今、国会で「認定こども園」が論議されています。可決されれば積極的に取入れ、幼児センター的なものを考えています。保育所の民営化については、これらの推移を見ながら考える事と思っています。

△保健福祉部長

現在、公立保育所をなくす事は考えていません。今後幼児数が減少する傾向にあるので、幼保一元化と合わせて、統廃合は視野に入れています。



▲江戸崎第2保育所

質問2 平和事業について

今の日本の状況は戦前のようなです。国民保護法は国家総動員法、共謀罪は治安維持法、さらに教育基本法改正案は教育勅語を思い起こさせるからです。日本が戦後60年間、戦争で1人も殺さず、また1人も殺されずにきたのは憲法九条があるからです。

昨年12月議会で採択した平和都市宣言がホームページに掲載

されないのはどうしてでしょうか。

広島平和記念式典に参加した中学生は各学校でどのように報告しているのでしょうか。また、このことを市の広報に載せてはどうでしょうか。

答弁 周知方法を協議して

△市長

宣言は議会の意思決定であり、市の団体意思の決定ではありませんが、最大限尊重すべきものと考えています。今後、議会と協議し掲載を検討していきます。昨年、広島平和記念式典に参加した生徒は、9月の始業式・学年集会等で発表、又、「学校だより」への感想文の掲載をしています。広報への掲載については、生徒の感想や意見を多くの市民に伝える事も大切な平和運動の一環と考えていますので、担当課と検討していきます。

質問1 国民健康保険税の減免を

山口清吉議員

国民健康保険税を払えない世帯が増え、短期保険証、資格証明書交付世帯が増えていきます。茨城県と交付割合を比べると稲敷市は約2倍になっています。短期保険証、資格証明書は、どのような基準で発行しているのか。

国保法第七七条には、特別の事情（失業などで前年より所得が減少した、一定額以下の低所得となっている等）がある者に対し、保険料を減免することが出来るかとあります。稲敷市でも減免する考えはないか。

答弁 まずは相談を △市長▽

短期被保険者証は、前年度、国保課税額額の1/2を超える未納がある者で、資格証明書は、過去1年以上国保税の納付が全くない場合に発行しています。減免制度は、稲敷国保条例の要

件に該当すれば減免を受けることが出来ます。

再質問

パートで働いていたが会社の仕事が少ないとなり、収入も減ってしまつた。ガス代が払えなくなり、水道代が滞納、家賃が滞納、ついに国保税が滞納に。このような加入者は悪質滞納者ですか。

よく国保加入者の生活実態を見て短期保険証、資格証明書の交付は慎重に行っていたかと思います。

△市民生活部長▽

督促なり、催告書により通知し相談を促し、相談に来て納めてくれた方には、資格証明書ではなく、おおむね3カ月有効期限の短期保険証を現在発行しています。



▲ 国民健康保険証
(短期保険証・資格証明書)

質問2 小学校区ごとに学童保育を

昨今、児童の下校時に痛ましい事件が多発し、子を持つ親を震撼させています。親の帰宅時間まで学童保育で預かって欲しいという願いが大きくなっています。児童館を一カ所建設し、全ての小学校区で学童保育を実施する考えはないか。

答弁 将来に向けて検討

△市長▽

児童館は、子どもが自主的に参加をし、交流し、そして健全な成長に必要な施設であります。将来の設置、建設に向け、検討していきます。

△保健福祉部長▽

児童クラブを各学校での計画はありませんが、将来教育委員会と福祉局で、「放課後子どもプラン」を各学校で実施することが、今検討されている。

再質問

鳩崎小学校区で夏休み期間学

童保育を実施していただきたい。そしてアンケートを実施し、どれくらい要求があるか、把握していただきたい。

△保健福祉部長▽

現在開設のクラブでは、夏休み期間も対応しています。近くのクラブへ送迎いただければ鳩崎地区の方も利用できます。アンケートについては、各学校を通し調査し、正確な要望を把握したいと思います。



▲ 沼里児童クラブ

質問1 職員人事について

根本勝利議員

市長就任以来1年が経過し、特に際だつていのが、職員の人異動が3回発令され、就任早々の5月と8月に35名、さらに4月には160名の異動があり、その中に議会事務局長が3人も異動している。合併後の大変難しい時期に大幅な人事異動があり、理解に苦しむところです。職員人事の基本的な考え方についてお伺いをしたい。

答弁 年功序列制度を改め

△市長▽

合併後1年以上が経過し、職務を通じ職員の仕事ぶりも把握ができ、また人事考課等により、職員の資質、能力等を判断して、人事異動と昇任を行いました。年功序列による給与体系や昇任昇格制度を改め、旧来の職員意識等を払拭し、改革すべき課題に前向きに対処できる職員の育

成、組織編成に努めていきます。

再質問

市長就任後、3カ月で議会事務局長を交代している。8月の人事は、35名の発令をしているが、その人事をどういう形で練り上げ発令したのか。また、事務局長の異動にあたり、プライバシー的な事実関係があったのか。

△市長▽

人事異動の理由等については、議会で答弁をすることではないと判断します。

質問2 人事考課制度導入

について

市長は、人事考課制度導入を表明し、その基礎となる論文試験を実施しているが、実施の理由は何か。又、本制度導入の最大の目的は何か。留意点をどう認識しているか。

答弁

職員の意識改革が必要

△市長▽

能力・実績を重視した人事考

課制度を導入して、努力をすれば報われることになれば、職員の意識、行動に変化が見られると思います。又、職員一人一人の意識改革が住民サービスの向上になるものと考えています。留意点は、人間が人間を評価するものであり、完璧な評価は大変困難だろうと思います。公平性や客観性を確保するため、評価者の研修、訓練を含め職員の理解が得られるよう検討や試行を行い、また随時見直し等も必要と考えています。

再質問

試行段階で周知期間もなく、論文試験を実施し、受けなかつた者は、課長になる資格がないという、あまりにも乱暴なやり方ですが、改めて所見を伺いたい。また、人事考課規定の中の第12条から第14条の位置づけについて、見解を伺いたい。

△市長▽

新しい事に取り組みとなれば、種々ご意見はあると思いますが、旧来の年功制度を改め、やる気そして能力を発揮できる環境を整えることが今後の組織のあり方だと判断しました。

再々質問

人事考課の論文試験を受けなかつた者は課長になる資格がないという点を撤回して、十分な研修をし、周知期間を置いて、最初からもう一度やり直すべきと考えるがどうか。

△市長▽

昇任、昇給は判断基準がないと把握できません。人事考課制度、昇任試験は、それが職員のやる気でもあると思うので、制度を撤回することはできません。





質問
AEDの救命講習の普及促進を

山本祐子議員

効果がより確実なものとなるからです。AEDが届くまでの間、人工呼吸や心臓マッサージを行えば、心肺停止に陥った人をかなりの確率で助けることが出来ます。野球のボールやバットが胸に当たった子供が「心臓震とう」で突然死する事故も相次いでいます。厚生労働省は、病院外での心肺停止の発生件数は年間2〜3万人と推計、今後高齢化が進み、心疾患はさらに増加するとしています。まさかの時に備えて、AEDの使用に関する普及啓発のために、救命講習の実施を進めて頂くようにお願いします。

② AEDの設置の進捗状況と、稲敷市内の設置場所を全て教えて下さい。

答弁
本年度よりAED導入

▲市長▼

AEDの導入、講習会については、本年度において実施の計画があります。

救命講習は、稲敷広域の消防署へ講師の依頼をして、市職員等を対象に行い、続いて9月の「防災週間」、「救急医療週間」を機会として、一般の方へ普及していくように、順次計画をしています。

次に、AEDの設置場所についてですが、本年度購入の機器は、ふれあいセンサーを予定しています。他の施設についても、来年度以降順次導入を図っていきます。



▲ AED (自動体外式除細動器)

乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

わが国の合計出生率は年々低下し、2004年には1.28だったことが厚生労働省から発表されました。これは前年度の1.29より低下し、少子化に歯止めがかかっていない状況であり、まさに危機的な水準に至っています。少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産人口の減少にもつながり、子どもの健全な育成への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。このような中、子育て家庭への経済的負担軽減を図ることが、少子化対策としてますます重要施策となっています。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎や小児ぜんそく等、長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度の拡充は極めて重要な役割を担っています。

不透明な経済情勢のもとで子育て世帯の家計のやりくりは大変になっており、特に母子家庭においては平均年収が減となっている等の現状から、助成制度のさらなる拡充が急がれます。

安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が不可欠です。

県におかれては、平成17年11月に対象年齢を就学前まで拡大しましたが、その際新たに自己負担が増えた部分があるのも事実です。その新たな自己負担をなくし、所得制限を緩和し、対象年齢も拡大して、安心して子どもを産み育てることができるように対策をとられるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月19日

稲敷市議会議長 吉田慶治

茨城県知事 殿

常任委員会の審査経過と結果

— 総務委員会 —

委員長 山下 恭一

議案第7号 稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。内容は、新たに「障害者基本計画等策定委員会」及び「障害者福祉サービス給付認定審査会」を追加し報酬の額を定めるものです。次に、議案第9号 平成18年度一般会計補正予算（第1号）のうち所管部分です。企画課所管では、ゴールデンゴールのロゴシール作成費、地域情報化支援事業として、光ファイバー誘致実行委員会への補助金等がその内容です。次に、議案第13号 市の境界変更についてです。本案は、稲敷市と龍ヶ崎市の境界を変更し、稲敷市上君山地内の土地及び水路1350㎡を龍ヶ崎市へ編入するものです。審査にあたっては、現地調査を行いました。委員からは、龍ヶ崎市への編入は、その対価を求めないのかという質疑があり、執行部から、過去に龍ヶ

崎市から旧江戸崎町に無償編入を受けた経緯の説明があり、今回も無償編入であるとの答弁がありました。現地調査の結果、区画整理後の新しい水路の線に沿って境界を定めることが適切であり、水路の反対側の土地は、龍ヶ崎市へ編入すべきものと判断されました。

次に、議案第14号は、市の境界変更に伴い、市の公有財産である水路の一部737㎡を処分し、龍ヶ崎市の所有とするものです。

このほか、当委員会に付託された議案について、審議の結果、すべて原案可決すべきものと決定しました。



▲ 現地調査

— 市民生活委員会 —

委員長 木内 義延

当委員会に付託された議案7件と発議1件の審査の経過と結果を報告します。議案第1号、第2号、第3号は専決処分による各種市税条例の一部改正ですが、それぞれ活発な質疑と反対討論、賛成討論がありました。審議の結果3件とも原案可決すべきものと決しました。

第6号議案は市防災会議委員定数の増員ですが、市の人口、県内自治体との比較で多過ぎる、時代の要請である行政組織のスリム化にも逆行するとの意見、又40名以内の定数は必要であるとの意見等活発な質疑がなされ、反対討論もありましたが賛成多数により原案可決すべきものと決しました。

議案第8号は非常勤消防団員の退職報償金を引き上げるもので、討論はなく全会一致により原案可決すべきものと決しました。

議案第9号一般会計補正予

算のうち、保険課所管では年金電算処理委託料の増額補正であり、生活環境課所管では、消防団員の退職報償金と火災見舞金支給と不法投棄対策事業の補正です。活発な質疑がありました。討論なく全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号老人保健特別会計補正予算は事業確定に伴うもので、討論なく全会一致により可決すべきものと決しました。

発議第1号乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書は、賛成多数により原案可決すべきものと決しました。



▲ 防災無線

常任委員会の審査経過と結果

— 教育福祉委員会 —

委員長 堀口 正良

議案第5号 稲敷市障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、障害者自立支援法の制定に伴い、各市町村へ認定審査会を設置することとなるため、その委員の定数を制定するものです。

次に、議案第9号 稲敷市一般会計補正予算（第1号）のうち、所管部分です。主なものとして社会福祉課では、10月より開始される、障害福祉サービス給付認定審査会について質疑が交わされ、「役割は、介護と同様に認定区分への区分けを行う。構成員は、医療関係の有資格者5名です。」との説明がありました。委員からは、「スムーズな運営をお願いしたい。」との意見がありました。高齢福祉課では、老人福祉の緊急通報システムの補正について、「要望が多いので、機器を追加購入するための経費等です。」との説明がありました。



▲ 新設された高齡福祉課（新利根庁舎）

次に、議案第11号 稲敷市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。これは、本年4月の行政機構改革により、当委員会の所管となったものです。内容は、介護保険業務を桜川庁舎から新利根庁舎へ移したことによる、桜川庁舎総合窓口課への業務システムを追加する経費が主なものです。

この他議案第4号を含め、当委員会に付託された全ての議案については、審議の結果、討論なく、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

— 産業建設委員会 —

委員長 中村 三郎

当委員会に付託されました3議案について、審査の経過及び結果を報告します。

議案第4号 専決処分承認を求めることについて平成17年度稲敷市一般会計補正予算（第7号）のうち所管部分です。各担当課長より説明を受け審査を行いました。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号 平成18年度稲敷市一般会計補正予算（第1号）のうち、所管部分です。農政課所管では、施肥田植え機についての質疑があり、営農集団が補助対象となるとの説明がありました。商工観光課所管では、観光振興費の事務費の財源内訳についての質疑があり、地域振興基金を取り崩して財源にしているとの説明がありました。審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に議案第12号 平成18年度稲敷市桜川地区水道事業会



▲ 石綿管布設替え工事

計補正予算（第1号）では、桜川地区水道管布設替えについての質疑がありました。桜川地区水道管延長は、約82kmのうち、石綿管延長が約16kmあり、18年度の工事が完了すると石綿管の布設替えが82%完了する予定との説明がありました。審査を行った結果、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

— 討 論 —

反対討論1

松坂 美知子

議案第1号 稲敷市税条例の一部を改正する条例

所得税、住民税の定率減税が今年、来年と2年間で廃止され、サラリーマン4人世帯で年収500万円の場合、35000円もの増税になります。土地の固定資産税は、条件によっては課税標準額が毎年5%の連続した引き上げとなり、たとえ評価額が下がっても固定資産税は上がるといふ状況が生じます。確かに税源移譲は必要ですが、税源移譲だけでなく、このような増税を含めたものは認めることはできません。

反対討論2

岡野 忠

議案第6号 稲敷市防災会議条例の一部改正について

幅広く意見を聞くため、区長会など関係者に参加を願うのは良いが、これまでであった各分野の定数をなくし、26人を40人以上とするのは人口規模で他市と

比較すると多すぎる。

また、自然災害と同じように武力攻撃のときも対処できるようにとの動きがある。アメリカに追隨して戦争するための有事法制に組み込まれ、銃後を固めるための後方構築法制である国民保護法と一体化していく可能性があり反対です。

反対討論3

山口 清吉

議案第3号 稲敷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案、65歳以上の年金生活者の年金控除額を引き下げたため国保税が増税になることに對して、平成18年、19年の2ヶ年の経過措置で増税になる分を緩和するというもので、年金控除額の引き下げを行わなければ経過措置も必要なかった。

さらに、介護保険の第2号被保険者（40才から65才の被保険者）の課税限度額を8万円から9万円に引き上げるものです。介護保険の負担増は、同時に納める国保税の収納率にシワ寄せが及ぶことになる。

賛成討論1

柳町 政広

議案第3・6・10・11号の賛成討論

議案第6号の防災条例の定数改正について、市民生活常任委員会でも人口規模に見合った委員定数との議論がありました。人口の多い少ないではなく、防災組織上、最低限の人員配置は必用不可欠である。市民の安全確保の指揮命令系統上、40人以上とする改正案に賛成です。

議案第3・10・11号の国保・老健・介護について、補完性の原則に従い、市民が広く軽く負担する、改正並びに補正予算案に賛成です。



政治倫理条例策定調査 特別委員会中間報告

今期定例会中、全員協議会において、政治倫理特別委員会委員長より、中間報告がなされました。本特別委員会は、政治倫理条例の策定のため、昨年9月定例会において設置され、条例の策定を行っているものです。

現在6月までに6回にわたる委員会を開催し、条例及び同規則の原案を策定するに至りました。本条例は、市長、助役、収入役及び教育長並びに市議会議員を対象とした稲敷市の政治倫理条例です。

今後のスケジュールですが、市民の代表者を集い、政治倫理条例策定のための有識者説明会を開催します。この説明会の意見をふまえ、最終的な条例・規則案を決定します。その後、議会全員協議会を開催し、特別委員会の最終報告を行い、市議会定例会において、議員提案により、本条例を提案する予定です。

委員会の活動報告

産業建設委員会

結佐市営住宅第2期建設工事現場の進捗状況

当委員会は5月23日、現在建設中である結佐市営住宅の事務調査を行いました。

結佐市営住宅は平成15年度・16年度に建設された第1期住宅に引き続き、平成17年度・18年度にわたって第2期工事が行われ、来年1月には総戸数48戸の結佐市営住宅が完成致します。第2期建設工事は鉄筋コンクリート造6階建て、2DK6戸、2LDK18戸の合計24戸の住宅を建設するものであります。また、敷地内の東側では県営結佐アパートの整備も行われており、平成19年度には県営棟工事も完成し、総戸数96戸の結佐住宅団地が完成する予定となっています。

事務調査では担当課より結佐市営住宅の概要説明のあと施工業者から工事の進捗状況の説明があり、現在工事は順調に進んでおり、2階躯体のコンクリート打設に向けての作業が進められているとのこと



▲結佐市営住宅

とでした。説明の後、委員から構造計算や鉄筋強度の問題、地震に対する設計、敷地の地質・液化化対策など活発な質問がありました。熱心な質疑応答が行われました。小雨の中ではありましたが工事現場に移動し各委員とも真剣に説明に聞き入っていました。

昨今、建築をめぐってはアスベスト問題や耐震偽装問題など種々の問題が起こっておりますが、市営住宅においては入居者が安全で、安心して住める市営住宅であるよう関係者一同が全力を尽くすことを改めて認識しました。

平山寧議員 辞職

去る4月28日、平山寧議員より、4月30日付をもって議員を辞職したい旨の辞職願が提出されました。

本辞職願は、議会閉会中につき、議長の許可により、4月30日付で辞職許可が決定されました。

特別旅費を返還

4月25日に議会運営委員会を開催し、2月に実施した視察研修における特別旅費の支出の適否について、協議をしました。

視察先が水戸市議会であったため、宿泊をして特別旅費を支出したことは適切ではなかったとの結論に至り、特別旅費を全額返還することに決定し、一般会計へ戻入しました。

叙勲

旭日単光章

去る3月に逝去された市議会議員の故森田幹夫氏が、旭日単光章の榮に浴されました。この度の叙勲に対し、敬意を表するとともに、故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

表彰

この度、次の議員が茨城県市議会議長会より、本会の運営と地方自治の伸張発展及び市政の向上振興に貢献した功績に対し、感謝状が授与されました。

前議会議長 遠藤 一行

また、次の議員が、茨城県南市議会議長会より、本会の運営と地方自治の伸展と市民福祉の向上に貢献した功績に対し、感謝状が授与されました。

前議会議長 遠藤 一行

前議会副議長 根本 勝利

豆知識

【議会に関する条例】

現在、市には議会・議員に関する条例と、他に詳細についてを明記する規則・規程が設けられています。

条例は、定例会の回数を定めるもの、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の設置や委員選任を定めるもの、議会だより発行に関するもの（議会だより編集委員会はこの条例の下に設置され、活動しています）、議会事務局設置に関するもの、議員の報酬及び費用弁償等に関するもの5つです。通常、議員定数を定める条例も不可欠ですが、稲敷市では、合併前の4町村の協議において、定数を26人とする旨の協議書が告示されています。

12000円、議員が302000円で、期末手当は、6月が月額1・6倍、12月が1・75倍と定められています。公務の為に旅行時には、車賃・日当・宿泊料・食卓料が旅費として区分毎に定められています。なお、通常市内における会議へ招集された場合は、費用弁償として月額22000円と規定されています。規則や規定には、定例会の招集時期を定めるもの、会議の運営や規律を定めるもの、議会の傍聴に関するもの、議会内の選挙の投票用紙を定めるもの、議員記事に関するもの、議会事務局処務規程、議会公印規程があります。

議会・議員は、これらの条例・規則・規程をふまえ、日々の活動を行なっています。今回は議会関係の条例等を取上げましたが、市には数多くの条例が定められています。稲敷市例規集は、図書館やホームページ上でも公開されていますので、ぜひ一度ご覧下さい。

市民の声

議会だよりには、市民の声を、どんどん、載せていきたいと思っています。市民とキャッチボールができる広報紙を目指して、皆さんからのご意見、ご質問などを募集いたします。議会に関することなら、どんなことでも構いません。匿名でも結構です。毎号、お寄せいただいたご意見を掲載していきます。連絡先は、

稲敷市役所東庁舎

議会事務局

☎ 02999-78-3390 (直通)

FAX 02999-78-3398

E-mail gikai@city.inashiki.lg.jp

傍聴

してみませんか！

市議会は、傍聴できます。この6月議会では、期間中、のべ10人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の3階で受け付けています。次回の定例会は、9月定例会となります。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 02999-78-3390 (直通)

FAX 02999-78-3398

E-mail gikai@city.inashiki.lg.jp

編集後記

地球温暖化対策本部の提唱で昨夏から始まった「クールビズ」の夏が来た。地球温暖化防止に役立てようというものである。温室効果ガス6%削減の実現はもちろんクールビズだけで達成できるものではない。市民が日頃から実践することが大切である。国は温暖化防止に6項目の基

本目標を定めている。

- ① 温度調節で減らそう
 - ② 水道の使い方を減らそう
 - ③ 車の使い方を減らそう
 - ④ 商品の選び方で減らそう
 - ⑤ 買い物とごみを減らそう
 - ⑥ 電気の使用方を減らそう
- いずれも市民一人一人が身の回りの行動を見直すことで実践できる事から始めてはいかがでしょうか。温室効果ガスの削減には、まずは身近なところからの省エネ、省資源が次の世代への、我々の使命ではないでしょうか。

編集委員長	井戸賀 吉男
副委員長	山本 彰治
委員	高木 清實
委員	岡野 忠
委員	坂本 源
委員	矢崎 茂光
委員	清山 千春
委員	染谷 定雄